

全ての助成申請について

申請方法

申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課(〒514-8611 住所不要)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、県津保健所(〒514-8567 桜橋三丁目446-34、☎223-5094)でも受け付けます。※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限

不妊治療が終了した日から60日以内

※平成28年度内に治療が終了するものは、平成29年3月31日(金)までに申請してください。郵送の場合は、消印の日が申請日となり、3月31日(金)までの消印のものを平成28年度分として受け付けます。提出できない場合は、不妊治療が終了した日から60日以内であれば申請できますが、翌年度の助成対象になります。

申請に必要なもの

- 特定不妊治療費助成事業申請書または不妊治療費助成申請書
- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書または不

妊治療受診等証明書(不妊治療を受けた医療機関で証明を受けてください)

- 医療機関発行の領収書(原本)
- 預金通帳
- 申請者および配偶者の印鑑(スタンプ印を除く)
- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるので、発行後3ヶ月以内のもの)※個人番号の記載があるものは使用できません
- 夫および妻の申請年度の住民税所得課税証明書(4~5月に申請する場合は前年度のもの)
※所得がない場合でも提出が必要。別途、住民税の申告が必要な場合があります
- 戸籍謄本(発行後3ヶ月以内のもの)
※初めて県に特定不妊治療・第2子以降の特定不妊治療の助成を申請する場合や住民票で夫婦関係が確認できない場合などに必要
- 県の助成を最後に受けた回の特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し(第2子以降特定不妊治療の助成を申請する場合に必要)

・・・不育症治療費助成制度・・・

不育症とは、妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返して、子どもを持てないことをいいます。市では、不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するために検査費や治療費の一部を助成しています。

助成内容 不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでに受けた保険適用外の検査費や治療費

助成金額 上限10万円(1年度に1回、通算5回まで)

対象者(次の全ての要件を満たす人)

- 法律上の夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住
- 夫婦の前年の所得(1~5月の申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満(諸控除があります)
- 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

申請方法 申請に必要なものを保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出 ※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限 不育症治療が終了した日から60日以内

申請に必要なもの

- 不育症治療費助成申請書
- 不育症治療受診等証明書(不育症治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 預金通帳

● 申請者および配偶者の印鑑(スタンプ印を除く)

- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるので、発行後3ヶ月以内のもの)
※個人番号の記載があるものは使用できません
- 夫および妻の申請年度の住民税所得課税証明書(4~5月に申請する場合は前年度のもの)
※所得がない場合でも提出が必要。別途、住民税の申告が必要な場合があります

保険適用となるものは妊産婦医療費助成で

不育症治療費助成制度では保険適用外の検査費や治療費を対象としていますが、不育症治療費には保険適用となるものも多くあり、これらは、妊産婦医療費助成制度で助成が受けられます。津市では、妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対して、保険診療分の自己負担額の一部を妊産婦医療費助成制度で助成していますので、母子健康手帳の交付を受けたら併せて手続きをして、「福祉医療費受給資格証」の交付を受けてください。

助成には、所得制限など条件があります。
詳しくはお問い合わせください。